

2024年4月1日

株式会社タカラトミーアーツ
女性活躍推進法/一般事業主行動計画（第6回）

社員の働き方を見直し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の設備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2024年4月1日～2026年3月31日までの2年間

2.内容

目標1：課長以上の管理職女性労働者を20%以上とする。

〈対策〉

- ①男女ともに育児休業を取得しやすい環境を整える。
（育休取得前面談の実施、相談窓口・体制の整備）産前休暇前に面談を実施する。
- ②女性管理職を目指したい母集団を増やすために、管理職の業務内容を理解するための座談会を実施する。またロールモデルを社内に発信する。
- ③女性社員に限定したスキルアップ研修を実施する。
- ④育児や介護等両立支援を後押しするための福利厚生制度を導入する。

目標2：有給休暇取得率向上を推し進める。

〈対策〉

- ①担当者が所定外労働の多い者を把握し指導を行う。
- ②有休取得計画を作成指導し、有休取得推進を図る。

以上